

《附属明細書》

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産について、財務諸表に対する注記3.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高に記載をしているため記載を省略する。

2. 引当金の明細

該当なし。